## 総合事業について/①総合事業移行にあたって ②サービスの提供について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

- (1)新しい総合事業への移行にあたり、サービス利用に期間を区切り「卒業」が押し付けられることがないよう考えを聞いた。「ケアマネジメントを行った結果、必要と判断された人はこれまでと同等のサービスを継続」(安城市)などとする回答が多い。また、「一方的に卒業を押し付けるものではない」(豊川市)、「卒業の発想は持ち合わせていない」(蒲郡市)と明言する自治体もあった。
- (2)総合事業実施のために国が示している「緩和した基準によるサービス」はサービスの低下につながる 危険性が大きく、陳情書では「導入しないでください」とした。しかし、これに対して「国のガイドライン を踏まえ検討する」など7割近い回答が国の意向に沿う回答であり、今後それぞれの実施内容を注 視していく必要がある。
  - 「給付費抑制目的の導入は予定しない」(尾張旭市)、「事業所の意向を尊重しながら導入したい」 (高浜市)などのように利用者本位の立場で進めるべきである。
- (3)総合事業は従来の介護サービスからの置き換えでなく、上乗せの新たなサービス・資源として進めるべきである。「現行相当のサービスを含めた多様なサービスの提供に努め、必要なサービス量の確保を目指します」(稲沢市)という主旨の回答が多いが、総合事業で必要なサービスの質・量が十分に提供されるのか疑問である。実際にすでに2016年6月から実施している名古屋市では、多くの事業所が「基準緩和型事業」への参入を敬遠している。制度の問題点は明らかであり、今後それぞれの地域での実態把握が求められる。
- (4)国は総合事業の事業費の伸びを、その市町村の75歳以上人口の伸びまでしか認めないという上限を設けている。このことによって、お金のかかる現行相当サービスから安上がりな「基準緩和型サービス」「住民主体サービス」へ追い込むことがねらわれている。「必要に応じて予算計上する」(犬山市)、「必要な予算確保に努める」(半田市)という回答もあるが、およそ半数の市町村は「国の制度に沿って」と回答している。この点でも地域単位での住民からの要求運動が重要である。

## ① 総合事業移行にあたって ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用 できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。 イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。 市町村名 ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新 たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。 ② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし てください。 ①総合事業移行にあたって ア)国のガイドラインによると、新しい総合事業開始時点で既に介護予防訪問介護または介 護予防通所介護のサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメ ントにおいて認められる方については、新しい総合事業移行後も現行相当のサービスの 利用に配慮することとされております。 また、新しく事業の対象となる要支援者等についても、専門的なサービスが必要と認めら れる場合については専門的サービスを利用できるとされており、本市といたしましても、ケ アマネジメントの結果、専門的なサービスが必要な方につきましては、これまでと同様のサ ービスを提供しております。 イ)国のガイドラインでは、新しい総合事業の目的・考え方について「要支援者等の多様な生 活支援ニーズについて、全国一律の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を総合事 業に移行し、要支援者等自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを総合的に 提供可能な仕組みに見直す」とされております。 多様な生活支援ニーズに応えるため、「専門的サービス」、「緩和型サービス」、「住民主 1 体のサービス」といった多様なサービス提供体制を構築することが必要であると考えてお ります。 ウ)新しい総合事業へサービスが移行することにより、現在全国一律の基準で実施されてい る「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」は、専門的サービスや緩和型のサービ ス、住民主体のサービス等、様々な形態で事業が実施されますが、その中で専門的サ ービスにつきましては現行の予防給付と同等の基準で運営されることとしております。 また、ケアマネジメントの結果、専門的なサービスが必要な方につきましては、これまでと 同様のサービスをご利用いただけるものとしております。 ②サービスの提供について サービスの提供の総事業費につきましては、過去の介護保険サービスの実績等を基に、各

サービスにかかる事業費を見込んでおり、必要な経費を確保しております。

おりません。

また、従来の介護保険サービスよりも基準の緩和等を行ったサービスにつきましては、その 結果として報酬を下げさせていただいております。従来の介護報酬を基に、各サービスの 基準を勘案して報酬を設定させていただいておりますので、報酬以外の助成等は検討して

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
2	豊橋市	<ul> <li>①総合事業移行にあたって</li> <li>ア)今後検討して参ります。</li> <li>イ、ウ)国のガイドラインを踏まえ、要支援者等の多様な生活支援のニーズに応えるため、「現 行相当のサービス」「緩和した基準によるサービス」を含む、多様なサービスの提供につい て検討して参ります。</li> <li>②サービスの提供について今後検討して参ります。</li> </ul>
3	岡崎市	<ul> <li>①総合事業移行にあたって</li> <li>ア適切なケアマネジメントのうえで、本人にふさわしいサービス利用へつなげていきます。</li> <li>要介護認定申請を希望されるかたには、適切に対応してまいります。</li> <li>イ)現行相当サービスを維持したうえで、多様なサービスを提供していきます。</li> <li>ウ)現行相当サービスを維持したうえで、新たなサービスを提供していきます。</li> <li>②サービスの提供について</li> <li>検討していきます。</li> </ul>
4	一宮市	①総合事業移行にあたって ア)現行通りの介護予防訪問介護や通所介護については、介護予防ケアマネジメントに沿ってサービスを受けますので、必ずしも卒業となるわけではありません。ただし、短期集中サービスについては、短期的なサービスのため、概ね3か月から6か月で、終了となる可能性があります。 イ)緩和したサービスの担い手は、前期高齢者を主に想定しており、高齢者自らが介護予防・生活支援の担い手となることで、自身の介護予防につながります。同時に、介護職員が要介護状態の方へのケアに専念できるようにし、介護職員の人員不足の解消も考えています。また、基準緩和した訪問介護・通所介護サービスができると、利用者は選択する幅が広がるというメリットがあるため、緩和した基準におけるサービスを導入したいと考えています。ウ)総合事業に移行しても、現行のサービスは実施する予定であり、その他に多様なサービスの実施を検討しているところです。 ②サービスの提供についてサービスの提供についてサービスの提供に必要な事業費については確保する予定でありますが、助成については今のところ考えていません。

		① 総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
市町	村名	イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
		ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新したなせ、バス・海豚も作るしいる基本大力も照けしてはない。
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)国が示したガイドラインでは、明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サー
		プロがかしたカイトライン Cは、明らかに安力 慶認定が必要な場合や本人等が専門的リー   ビスを希望されている場合は、要介護認定の申請の手続きにつなぐこととなっております。
		イ)現行のサービスに相当するものと、地域の実状に応じ、住民等の多様な主体が協同し
		て、多様なニーズに対応したサービスを提供する総合事業の確実な実施こそが、超高齢社
		会を迎えるにあたっての持続可能な社会保障制度の確立につながるものであると考えてお
		安を延えるにめたっての行航可能な任会体障制及の確立に フェルのもの Cめのと与えてわります。
		ウングラッ。 ウ)介護予防・日常生活支援総合事業は、現行のサービスに相当するものと、それ以外の多
		様なサービスからなるものとされております。多様なサービスについては、現在検討を進め
5	瀬戸	ております。
	市	②サービスの提供について
		国が示したガイドラインでは、総合事業の上限について、前年度の介護予防給付と介護予
		防事業の総額に、本市の75歳以上高齢者の伸びを乗じたものとされており、予防給付から
		総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように勘案して上限を設定するとさ
		れております。
		仮に、上限を超える場合についても、個別に判断する枠組みを設けることとされ、総合事業 
		への移行に伴うやむを得ない事情により費用の伸び率が高くなった場合など、特殊事情を
		勘案して認められることになっております。
		①総合事業移行にあたって
		ア)利用者のニーズや状態にあった適切なサービスを提供できるよう制度設計を図ってまいり
		ます。
		イ) 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援や介護
	半	予防のニーズが増大しており、これに応えるため、多様なサービスを提供できるよう制度設
6	田	計を図ってまいります。
	市	ウ)利用者のニーズや状態にあった適切なサービスを提供できるよう制度設計を図ってまいり
		ます。
		②サービスの提供について
		利用者のニーズや状態にあった適切なサービスを提供できるよう制度設計を図るととも
		に必要な予算の確保に努めてまいります。

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
7	春日井市	①総合事業移行にあたって ア)総合事業では、要支援者や基本チェックリストに該当する事業対象者に対して、生活機能の向上を目指し、訪問型サービスと通所型サービスを利用者個々の状態や地域の実情に応じて、柔軟にサービスを提供しています。 イ)現行の介護予防通所介護の人員基準を緩和したサービス事業を平成28年4月から開始しました。 ウ)総合事業では、現行の介護予防訪問介護や介護予防通所介護と同様の人員基準とする相当サービスのほかに、緩和した基準によるサービス、短期集中型サービスや住民主体のサービスなど、多様なサービスを提供することとしています。 ②サービスの提供について介護保険制度に基づき、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めてまいります。特に住民主体サービスには立ち上げに係る経費と運営に係る経費の補助制度を実施しています。
8	豊川市	①総合事業移行にあたって、要支援者の実態の把握は重要であり、サービス利用は、あくまでも本人の状況と意向を確認した上で実施されるものであり、利用者に対して一方的に「卒業」を押し付けるものではないと認識しています。 イ)「緩和した基準によるサービス」を含め、総合事業における多様なサービスのあり方については国のガイドラインを踏まえ、他市の情報収集や関係機関との協議を行いながら、検討します。 ウ)総合事業における多様なサービスのあり方については、国のガイドライン案を参考に、他市の情報収集や関係機関との協議を行いながら、検討していきます。 ②サービスの提供について総合事業の上限額は、国のガイドラインで示されていることから、その上限額をもとに総合事業の構成を検討していきます。

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし</li> </ul>
		てください。
9	津島市	①総合事業移行にあたって ア)利用する方が必要な本人に適したサービスの利用ができるよう進めていきます。 イ)津島市では、緩和した基準サービスに移行するために進めていますが、各協議会で内容を協議し、事業所や市民向けの説明会などで周知していきます。 ウ)新たな住民主体のサービスのため、生活支援サービスを提供するボランティア研修を実施後、登録していただきます。また、小単位のサロンの開催等に向け進めています。 ②サービスの提供について 平成29年から開始する総合事業の事業費及び住民主体のサービスなどへの助成等について協議会で検討した結果を基に予算編成をしていきます。
10	碧南市	①総合事業移行にあたって ア)要支援認定者の場合、介護認定更新時に総合事業へ移行します。総合事業のメニューは現行の訪問、通所介護に加えて生活機能の課題別にサービスを実施する予定です。利用者の状況をアセスメントし、その方に合う支援をしてまいります。 イ)総合事業の訪問型、通所型サービスには現行の訪問、通所介護に加えて生活機能の課題別にサービスを実施する予定です。 ウ)総合事業の訪問型、通所型サービスには現行の訪問、通所介護に加えて生活機能の課題別にサービスを実施する予定です。利用者の状況をアセスメントしその方に合う支援をし、必要なサービスを導入します。 ②サービスの提供について適切なサービス内容を提供できるよう、予算を確保していく予定です。

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
11	刈谷市	①総合事業移行にあたって ア) 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている 事業所は、総合事業の指定を受けたものとみなされます。そのため、介護予防訪問介護と 介護予防通所介護を利用している利用者は、引き続き総合事業の「現行相当の訪問型サービス」・「現行相当の通所型サービス」を利用することができます。 イ) 総合事業においては、現行相当のサービスを含め、要支援者等の多様なニーズに対応したサービスが選択できるようになります。そのため、緩和した基準によるサービスを創出することが、民間事業者による参入や利用者の選択肢の増加につながると考えております。 ウ利用者の選択肢を増やすために、現行相当のサービスのほか、多様な主体による多様なサービスを創出していきたいと考えております。 ②サービスの提供について定められた上限の範囲内でサービスの提供に必要な事業費を確保したいと考えております。
12	豊田市	回答なし
13	安城市	<ul> <li>①総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業移行後もケアマネジメントを行った結果、必要と判断された人はこれまでと同等のサービスを継続しながら、可能な場合は多様なサービスへの移行を行っていくもので、一律な対応をするものではありません。</li> <li>イ)これまでと同等のサービス、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービスなど多様なサービスをうまく組み合わせて、利用者に合ったサービス提供します。</li> <li>ウ)これまでと同等なサービス、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービスなど多様なサービスをうまく組み合わせて、利用者に合ったサービス提供します。</li> <li>②サービスの提供について地域支援事業の枠内で必要な費用の確保を行います。</li> </ul>

		①
		① 総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
市町	村名	イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
		ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)総合事業へ移行した後も、要支援者のケアマネジメントは現行と同様に定期的なモニタリ
		ングを行います。移行後は、移行前と同等のサービスが受けられるよう体制を整えていきま
		す。
	西	   イ)国のガイドラインを参考に、利用者が必要とする多様なサービスを提供します。
14	尾市	ウ)ケアマネジメントに基づき必要と判断された場合は従前と同等のサービスと多様な主体の
	111	サービスの併用を行います。ただし、上乗せは考えておりません。
		②サービスの提供について
		総合事業の実施に向けてサービスの提供に必要な事業費の確保に努めます。介護予防事
		総合事業の失過に同りてす。これの促放に必要な事業員の確保に労めより。介護手例事     業におけるボランティアへの助成につきまして継続して実施します。
		①総合事業移行にあたって
	蒲郡市	ア)利用者の実態を見極め適正に利用できるよう判断いたします。「卒業」の発想は持ち合 
		わせておりません。
15		イ) 平成30年度東三河広域連合保険者統合にあわせ、東三河5市2町1村で同一の基準
		で実施することで合意しておりますのでご理解ください。
		ウ)国から示されて指針に基づいて実施する方針ですのでご理解ください。
		②サービスの提供について
		現行の制度のなかで適正に判断し必要な総事業費の確保と助成をいたします。
	犬山市	①総合事業移行にあたって
		ア)現在の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、総合事業移行後も同様のサービスを
		受けられます。期間を区切った「卒業」は考えていませんが、自立に向けたサービス内容に
		していきます。
16		   イ) 現行サービスは継続し、緩和した基準によるサービスが増えることで、利用者の選択肢が
		広がるため一部サービスについては導入予定です。
		ウ)その方向で検討しています。
		②サービスの提供について
		今後必要に応じて予算計上し、事業費について確保できるようにしていきます。
		7 仅心女に心して「弁可工し、ず未其に プ゚に唯休てさるよ儿にしていさまり。

		① 総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
		イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
市町村	寸名	ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)総合事業移行後も、現行相当サービスは一定期間継続する予定です。 期間について
		は、実態等を十分把握し、既存のサービスに加え、多様なサービスの充実状況を見ながら
		検討していきます。
	冶	イ)国のガイドラインに沿い、関係団体と協議し、地域に適したサービスを構築していきます。
17	常滑	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、適切に保険料を利用し、無駄なく有効
	市	に活用できる支援を推進します
		ウ)その方向で検討中です。
		②サービスの提供について
		平成29年4月の事業開始に向けて、利用者の実態やニーズとサービス提供者の状況を十
		分把握して、十分なサービスの提供ができるよう、総事業費や助成等検討していきます。
		①総合事業の移行にあたって
		ア)要支援者に対しては、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントに基づき、効
		率的かつ効果的な支援をします。
		イ)高齢化の進展に伴い、増加が予想される身体介護・生活援助等へのニーズの対応や住
	江	民主体によるサービスや支援体制の構築のため、適切なサービスが提供できるように基盤
18	4南市	の整備を図ります。
		ウ)既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体による
		サービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的な効率的な支援等が提供で
		きるよう基盤の整備を図ります。
		②サービスの提供について
		持続可能な介護保険制度の構築を図り、地域支援事業を実施します。
		①総合事業移行にあたって
	小牧市	ア〜ウ)総合事業については、現在制度設計中であり、ケアマネジメントの方法についても検
		討をしているところであります。今回の内容は、貴重なご意見として参考とさせていただきま
19		す。
		②サービスの提供について
		事業にかかる財源につきましては、介護保険料、利用者の見込み、サービス内容と単価を
		勘案し、適切な運営ができるよう制度設計してまいります。

		① 総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
		   イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
市町	村名	ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、現在の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利
		ケアマネジメントにより適切な期間に適切なサービスを利用できます。
		イ)総合事業は、多様な担い手により多様なサービスを提供するものであり、「緩和した基    ***********************************
	孤	準によるサービス」を導入するよう検討を進めてまいります。
20	稲沢	ウ) 総合事業への移行にあたっては、現行相当のサービスを含めた多様なサービスの提
	市	供に努め、必要なサービス量の確保を目指します。
		②サービスの提供について
		新しい総合事業については、上限額が設定されますので、基本的にはその範囲内での実
		施となりますが、現行相当サービスも含め、利用者の状態にあった多様なサービスが提供
		できるよう努めてまいります。
		また、住民等がサービス主体となるものを介護予防・生活支援サービス事業として実施する
		場合は、給付(助成)することも検討してまいります。
	新城市	①総合事業移行にあたって
		ア)総合事業へ移行しても現行の訪問、通所サービスは引き続き同条件で行うため、ケアマネー
		ジャーによるプラン作成もこれまでどおり実施されることとなります。
		イ)緩和した基準によるサービスについては、サービス水準の維持と平準化を図るため、東三河
		全体で基準が統一される方向で協議が行われています。
21		ウ)総合事業へ移行しても現行の訪問、通所サービスは引き続き同条件で行うため、総合事業実
21		施に伴って始まる新たなサービスは、担い手の多様化、詳細で柔軟性のあるサービスの提供
		など、地域の力をお借りしながらこれまでのサービスを充実させる形で実施していく予定です。
		②サービスの提供について
		総合事業費は前年度の事業費をベースに高齢者の人口増分などを換算して当該年度の上限
		が設定されることとなっています。又上限を超える場合も個別協議が可能となっているため、市
		毎の高齢者増に見合った事業展開が可能と考えております。
	#	<知多北部広域連合 回答>
22	東海市	①総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行後も本人からの相談の目的や希望するサービスを聴き取り、適切に対
		応していく予定です。
23	大府市	イ)国の制度に沿いつつ、検討してまいります。
20		ウ)総合事業に移行することにより、現行サービスに加えて多様なサービス・資源を地域の特

		① 総合車業投行におたって
		① 総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
市町	村名	イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
		ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
	知	色に応じて内容の充実・整備をしていく予定です。
24	多市	②サービスの提供について
	Ш	国の制度に沿って進めてまいります。
		①総合事業移行にあたって
		ア) 自立支援アセスメントを通して、要支援者のニーズや状態像を分析し、実態に即した必要なサービ
		スが受けられるよう留意します。
	知	イ)要支援者の生活支援へのニーズに対応するサービスとして、多様なサービスの提供ができるよう体
25	立市	制を整備し、選択の幅を拡充していきます。
	市	ウ)必要な支援が必要なサービスとして提供されるよう、様々なニーズに即した多様なサービスの提供
		ができるよう体制を整備していきます。
		②サービスの提供について
		必要な総事業費については、確保いたします。
		①総合事業移行にあたって
		ア)本市では、総合事業の移行に当たっては、現行の訪問介護・通所介護相当サービスの利用を原
		則として準備を進めております。
		   イ)本市では、総合事業への移行時には、給付費抑制を目的とした「緩和した基準によるサービス」の
		どう導入する予定はありません、
	尾礁	導入する予定はありません。
26	張旭市	なお、現行相当の通所介護サービスに加え、サービスの選択肢を増やすため、運動器の機能向上
		等を目的とした、新たな通所介護サービスの導入を計画しております。
		ウン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		な主体による多様なサービスの提供を目指して準備を進めております。
		②サービスの提供について
		総合事業の実施に当たっては、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてまいります。
		①総合事業移行にあたって
		アンクリング   アンクリング
	高浜市	27年4月から移行しています。
		27年4月から参加しています。   イ)要支援者等に対する多様なサービスを確保するため、市内事業所の移行を尊重しながら、平成27
27		17 安文版有等に対する多様なサービスを確保するため、川戸事業別の移行を専重しながら、千成27   年4月から導入しています。
21		
		ウ)新しい総合事業は、要支援者の多様なニーズに、多様なサービスを提供するものであることから、 現行サービスが東西なサービスであるよの考えの下、移行しています。
		現行サービスも重要なサービスであるとの考えの下、移行しています。
		②サービスの提供について
		サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成に努めてまいります。

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
28	岩倉市	①総合事業移行にあたって ア)総合事業への移行にあたっては、利用者本人に対する丁寧なアセスメントにより現行の訪問介護相当のサービスや現行の通所介護相当のサービスも踏まえ、適切なサービス提供につなげていきたいと考えています。 イ)ガイドラインで示されていますサービスの基準を参考し、多様なサービスを整備できるよう検討していきます。 ウ)総合事業の移行に伴いサービス低下を招かないことが大切でありますので、既存の事業所による訪問介護と通所介護も活用しながら、それ以外の NPO 法人やボランティア等による多様な担い手によるサービスの受け皿の整備ができるよう検討してまいります。 ②サービスの提供について介護保険制度の中での対応を前提に、総合事業の移行に伴うサービス低下を招かないよう現行の訪問介護や通所介護のサービス相当以外のサービスについても整備するように努めていきます。国の財政支援については、機会があるごとに要望していきたいと考えます。
29	豊明市	①総合事業移行にあたって ア)介護保険制度が掲げる自立支援の理念に沿い、適切なケアマネジメントを行いながら、高齢者が自立した生活が送れるよう、フォーマル、インフォーマルサービスを組み合わせなが ら支援していきます。 イ)緩和した基準によるサービスは、人員緩和による新たなサービスの可能性と、介護人材の不足を補うものと期待されているところです。本市は平成 28 年 3 月に総合事業へ移行しており、緩和した基準によるサービスも基準として設けていますので、事業者に参入意向があればサービス提供が開始されていくものと考えています。 ウ)現行利用者は利用を保障しつつ、あらたなサービスの創出を図っています。 ②サービスの提供について 予算の範囲内で検討してきます。

		① 総合事業移行にあたって
		○ 1000
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
		イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
市町	村名	ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		です。 でください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)介護予防ケアマネジメントの実施により、利用者の自立支援に繋がる必要なサービス提供を行いま
		す。
		イ)サービスの利用実態を十分に把握した上で、利用者の自立支援に繋がる適正なサービス体系の
30	日 進 市	構築を図りたいと考えます。
	市	ウ)生活支援ニーズを把握し、現行サービスのほか多様なサービス提供が可能となるよう体制の構築
		を進めます。
		②サービスの提供について
		給付と負担のバランスを考慮した上で、適切と考える総事業費を検討したいと考えます。
		また、助成等についても、必要性に応じ検討したいと考えます。
		①総合事業移行にあたって
		ア)必要に応じたサービス提供がされるよう、実態を踏まえ調整を行いたいと考えています。
	田原市	イ)平成30年4月の東三河広域連合による保険者統合に向け、調整・検討を行います。
31		ウ)実施する際は、事業所の状況を考慮した検討を行いたいと考えております。また、平成 30 年 4
		月の東三河広域連合による保険者統合に向け、調整・検討を行います。
		②サービスの提供について
		平成30年4月の東三河広域連合による保険者統合に向け、調整・検討を行います。
	愛西市	①総合事業移行にあたって
		ア【基本的な考え方】要支援者等のケアマネジメントで、介護予防訪問又は介護予防通所介護の
		利用継続が必 要と認められるケースについては、現行相当のサービスが利用できるようにします。
32		イ)【基本的な考え方】 国のガイドラインにより示された「緩和した基準によるサービス」「住民主体によ
32		る支援」などの サービス類型を参考に取り組みます。
		ウ)【基本的な考え方】 要支援者等の状況を踏まえながら、サービス提供に努めます。
		②サービスの提供について
		【基本的な考え方】 総合事業の財源は、法令により国、県、市の負担割合が定められています。
		①総合事業移行にあたって
	清須市	ア)現行相当サービスによる継続利用を可能としつつ、ケアプランに基づいた最良な介護予防支援を
		提案していきます。
		イ)国の示す「ガイドライン」に基づき制度設計していきます。
33		ウ)国の示す「ガイドライン」に基づき制度設計していきます。
		②サービスの提供について
		第6期事業計画におけるサービス見込み量をベースに新しい総合事業の総事業費を算定し、確保し
		ていきます。
		- · ·

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
34	北名古屋市	①総合事業移行にあたって ア)介護予防を意識し、利用者の自立を手助けできる事業としていきたいと考えております。 イ)利用者にあった事業を選択できるよう努めてまいります。 ウ)介護予防という観点から、利用者の状態が少しでも改善できるように努めてまいります。 ②サービスの提供について 国・県の方針に沿って事業を進めていきます。
35	弥富市	①総合事業移行にあたって ア)現在必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用していただいています。 イ)現在専門型サービスと同様のサービスを、緩和した基準によるサービスで実施していただいています。 ウ)必要な方に必要なサービスが提供できるようケアマネージャーと連携を図ります。適切な介護予防ケアマネージメントに基づき、専門的なサービスが、必要とされる方には、引続き継続していただきます。 ②サービスの提供について 国庫負担金の算定等に関する政令により、国、県、市町村の負担割合が定められています。
36	みよし市	無回答
37	あま市	①総合事業移行にあたって ア)現行サービスを利用している方に不利益がない方法で進めていきたいと考えています。 イ)「緩和した基準によるサービス」については、近隣市町村と調整をとりながら基準等を決定する予定です。 ウ)上乗せなど新たなサービス・資源については、実際に総合事業を進めていく中で考えていく予定です。 ②サービスの提供について 総合事業には、上限額が設定されており、その中で助成できる余裕があれば考えていきたいです。

		① 総合事業移行にあたって
市町	村名	○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
		イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
		ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)総合事業においては、市町村の実情に応 じて、市民等多様な主体によるサービスを創出してい
		き、利用者の希望や状態像を ふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。
		イ)総合事業においては、市町村の実情に応 じて、市民等多様な主体によるサービスを創出してい
	長久	き、利用者の希望や状態像を ふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。
38	手市	ウ)総合事業においては、市町村の実情に応 じて、市民等多様な主体によるサービスを創出してい
	Ш	き、利用者の希望や状態像を ふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。
		②サービスの提供について
		総合事業の事業内容については現在検討 中ですが、地域支援事業の上限内での運用を行う予定
		です。
		①総合事業移行にあたって
		ア)東郷町では平成28年7月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。総合事業移行
	東海	後、一定期間は介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用することができますが、適切なケアマ
		ネジメントを実施の上、順次、緩和した基準によるサービスや住民主体の多様なサービス等へ移行
		することとなります。
		しかしながら、ケアマネジメントの結果、身体状況等の理由から現行相当サービスの利用が必要であ
		ると認められた方については、引き続き介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を利用することが
		できます。
20		イ)介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、介護サービスの担い手不足が課題となる
39	郷町	ため、指定事業者の実施する緩和した基準によるサービスは必要不可欠となります。また、現行相当
		サービスの利用者が限定されることからも、介護サービス事業者が事業所を経営する上での選択肢
		の一つとして、緩和した基準によるサービスの導入は必要であると考えます。・
		ウ)現行相当サービスは、総合事業移行後一定の期間は利用可能ですが、総合事業実施の趣旨を鑑
		み、適切なケアマネジメントを行った上で多様なサービスへ順次移行します。そのため、新たなサー
		ビス・資源の開発に力を入れていきます。
		②サービスの提供について
		第6期高齢者福祉計画において各種サービスの供給や高齢者及び認定率など積算し、必要なサー
	1	ビスが供給できるよう介護保険料を設定しています。

		① 総合事業移行にあたって
	村名	ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
市町		イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
		ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
		①総合事業移行にあたって
		ア平成28年4月から総合事業を実施しています。総合事業への移行については、ご本人と相談した
		結果に基づき行っています。
	豊山町	イ)第1号訪問介護事業の緩和した基準によるサービスとして、シルバー人材センターへの委託により
		実施しています。
40		ウ)上乗せサービスの検討はしておりませんが、総合事業の中で新たなサービス、資源の検討はして
		いきます。
		②サービスの提供について
		第6次介護保険事業計画において、サービス提供に必要な総事業費の確保はしています。また、認
		知症カフェの立ち上げ等の必要な助成は行っていきます。
	大口町	①総合事業移行にあたって
		ア)新しい総合事業については、平成29年度開始を予定しております。現行の介護予防の訪問と通
		所介護は、みなしとして継続させ、現行と同様の運用を行う予定です。
		イ)指定事業者の意向を踏まえ、現行の予防事業との調整を考慮しながら、総合的に検討してまいりま
		す。
41		ウ)本町では、平成29年度から総合事業を開始する予定ですが、開始から当面の間は現行サービス
		の利用を維持していく予定です。新たなサービス等につきましては、総合事業の運営状況や利用者
		の意見を踏まえながら、検討をしてまいります。
		②サービスの提供について
		サービス量、利用者数などから適切な保険料を算出し、必要な総事業費の確保に努めてまいりま
		す。

		① 総合事業移行にあたって
		ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用
		できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
m	村名	イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
中国		ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新
		たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
		② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をし
		てください。
		①総合事業移行にあたって
		ア)介護予防の訪問と介護予防通所介護については、現行相当サービスが必要な方には継続的に利
		用していただきます。期間を基準に一律でサービス内容を変更するのではなく、状態を充分に考慮
		したうえでのサービスの提供を考えてまいります。
		イ)緩和した基準によるサービスの必要性を考慮し、利用者にとって必要なサービスが提供できるよう
	ملط	導入の有無を検討していきたいと考えております。
42	扶桑	ウ)現行どおりのサービスが必要な方については継続して同様なサービスの提供を行い、専門的な介
	町	護事業者でなくても対応できるサービスについては、多様なサービスの導入を研究するものであり、
		利用者にとって必要なサービスが提供できるよう、適切に総合事業を実施してまいりたいと考えてお
		ります。
		②サービスの提供について
		地域支援事業上限額の範囲内で必要なサービスが提供できるよう研究し適切に総合事業を実施し
		たいと考えております。町による財政支援は現在のところ予定はしておりませ ん。
	大治町	①総合事業移行にあたって
		ア)国の基準を参考に検討します。
43		イ)「緩和した基準によるサービス」導入は選択肢のひとつとして検討しています。
40		ウ)今後、介護サービス給付費抑制との兼ね合いも含め、検討していきます。
		②サービスの提供について
		今後、介護サービス給付費抑制との兼ね合いも含め、検討していきます。
	蟹江町	①総合事業移行にあたって
		ア)法令どおり行っていきます。
44		イ)法令どおり行っていきます。
77		ウ)法令どおり行っていきます。
		②サービスの提供について
		需要を確認していきます
	飛島村	①総合事業移行にあたって
		ア)要支援者の実態は把握しており、必要なサービスを適正に利用できるようにする。
		イ)今のところ導入は考えていない。
45		ウ)現行のサービス利用は維持する。しかし、単純に多様なサービスに置き換えることは考えていな
	们	い。本人や家族の状況や意向を聞き、適正なサービスにつなげる。
		②サービスの提供について
		近隣市町村と比較し、適切に対応する。

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
46	阿久比町	①総合事業移行にあたって ア)健康介護課 平成29年4月に移行します。 検討中ですが、本人、家族も参加するサービス担当 者会議でケアプランを決定し、必 要なサービスは提供できるように考えていきます。 イ)健康介護課 平成29年4月に移行します。 検討中ですが、導入する方向で、事業所へ説明を行っています。 ウ)考えていません。 ②サービスの提供について 事業費の確保に努めていきます。
47	東浦町	①総合事業移行にあたって ア)総合事業に移行することにより、現行サービスに加えて多様なサービス・資源を地域の特色に応じて充実・整備していく予定です。 イ)国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。 ウ)総合事業に移行することにより、現行サービスに加えて多様なサービス・資源を地域の特色に応じて充実・整備していく予定です。 ②サービスの提供について 国の制度に沿って進めてまいります。
48	南知多町	①総合事業移行にあたって ア何らかの形で現行のサービスが引き続き受けられるようにはしていきたい。 イ)総合支援事業の中身については、指定事業所と協議し、現在検討中です。 ウ)そうできればと考えております。 ②サービスの提供について 検討していきます。
49	美浜町	<ul> <li>①総合事業移行にあたって</li> <li>ア)現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。</li> <li>イ)現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。</li> <li>ウ現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。</li> <li>②サービスの提供について</li> <li>現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。</li> </ul>

市町村名		<ul> <li>① 総合事業移行にあたって</li> <li>ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護 は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</li> <li>イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。</li> <li>ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。</li> <li>② サービスの提供について サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。</li> </ul>
50	武豊町	①総合事業移行にあたって ア)必要な方には従来通り利用できるよう実施体制を整えます。 イ、ウ)国のガイドラインに従い、本町にあった事業を検討していきます。 ②サービスの提供について 国のガイドラインに従い、本町にあった事業を検討し、そのために必要な事業費の確保と助成に努めます。
51	幸田町	①総合事業移行にあたって ア)国の基準に準じて対応していきますが、卒業後は自助、共助グループを立ち上げられるような支援をしていきたいと考えています。 イ)国の基準に準じて対応していきます。 ウ)国の基準に準じて対応していきます。 ②サービスの提供について 社会福祉協議会から「いきいきサロン」へ助成金を実施しておりますので、町としての助成は考えておりません。
52	設楽町	①総合事業移行にあたって ア)利用者が利用しやすい統合事業の導入を考えています。 イ)限られた事業者とも相談したうえ、導入を考えていきます。 ウこの地域で提供できるサービスについて、関係者と連携して考えていきます。 ②サービスの提供について 平成 25年度から介護支援活動として、地域で行うサロン事業に対して経費の2/3を助成しています。開催1回あたり1万5千円を上限としています。統合事業の検討の中でも充実を考えていきます。
53	東栄町	<ul><li>①総合事業移行にあたって</li><li>新しい総合事業については現在検討中です。</li><li>②サービスの提供について</li><li>新しい総合事業については現在検討中です。</li></ul>
54	豊根村	①総合事業移行にあたって ア)29年度以降も訪問・通所は継続利用できる予定である。C型は予定なし。 イ)予定なし ウ)国のガイドライン、広域連合の調整結果に従い設定する予定です。 ②サービスの提供について 国のガイドライン、広域連合の調整結果に基づき決定する予定です。